

勉強会の報告書



池田 475

テーマ:こどもの視点に立った政策づくり(オンライン)

日時:2026年2月1日(日)

講師:大東市議会議員 中村はるき氏

本勉強会は、「地方自治体はなぜ、こども政策に取り組む必要があるのか」という問いを軸に実施され、国の制度にとどまらず、基礎自治体が果たすべき役割について講義が行われました。こどもの生活に最も近い立場にある自治体こそが、こどもの権利や暮らしを具体的な政策として形にしていくなければならないという考えが示されました。

講師は、中村はるき氏です。議会活動において、学校現場や行政実務の課題を具体的に捉え、「理念ではなく運用で子どもを守る」という観点から制度設計を進めてきた実績が紹介されました。

中村氏が共同親権や子どもの権利に取り組む背景には、「子どもにとって必要な大人が制度によって排除されてはならない」という問題意識があります。

共同親権は親の権利ではなく、子どもにとって必要な関係性をいかに維持するかという観点で捉えるべきであり、行政運用の在り方がこどもの生活に大きな影響を与えることが指摘されました。また、現場判断の標準化に向け、フローチャートやガイドライン整備の必要性が示されました。

勉強会の主な論点は以下の3点です。

1 点目:先進的な制度設計(大東市)

大東市の取組として、学校行事参加フローチャート、保育園入退園届の両親署名化、親子交流支援事業、養育費確保支援補助金、公正証書等作成支援、保証料支援補助金が紹介されました。これらは、離婚や別居後もこどもの生活と権利を制度的に担保するものであり、理念を実務に転換した点に意義があります。

2 点目:子どもアドボカシー

子どもアドボカシーは、こどもの声や意思を社会や制度に反映させる仕組みであり、こどもを権利主体として位置づける考え方に基づきます。児童の権利に関する条約やこども基本法の理念を、実効性ある形で運用に落とし込む必要性が示されました。

3 点目:離婚後の家庭支援

離婚後もこどもの生活の安定と健全な成長を確保するためには、自治体による制度整備が不可欠です。

まず面会交流について、尼崎市では支援員の立会いによる親子交流支援が実施されており、安全かつ円滑な交流環境が整えられています(資料1)。

養育費については、公正証書作成費用、保証会社利用費用、弁護士費用等への補助により履行確保を支援する制度が整

備されています(資料2)。また、養育費や親子交流に関する相談についても、市の相談窓口で対応されており、離婚前後から切れ目なく支援につなげる体制が構築されています。

さらに、尼崎市では尼崎市子どものための権利擁護委員会が設置されています。(資料3)いじめや虐待等の権利侵害に関する相談・救済に対応しています。第三者的立場から子どもの意見表明を支援し、関係機関と連携して解決を図る仕組みです。

これらの取組は、こどもの生活を具体的に支える行政の役割を示すものであり、共同親権の議論とも密接に関係する実務的政策です。

また、児童虐待、いじめ、不登校、自殺、メンタルヘルスなど、こどもを取り巻く課題の複雑化・深刻化も共有されました。これらは単一分野では対応が困難であり、福祉・教育・司法の連携による包括的支援が不可欠です。

先進事例として、川西市の子どもの人権オンブズマン制度が紹介されました。条例に基づく第三者機関として、こどもの声を丁寧に聴き、解決に導く仕組みです。

尼崎市においても子ども基本条例が制定されており、こどもの権利尊重と関係機関の連携が明記されています。

本勉強会を通じ、こどもの視点に立った政策は理念にとどめず、制度および運用として実装する重要性を再認識しました。特に、面会交流支援や養育費確保支援は、こどもの生活に直結する重要分野です。勉強会で学んだことを尼崎市政にいかしてまいります。

こども視点の政策質問

東京 / 京都

東京

京都

10.27 日

12.26 日

10:00 こどもの視点に立った政策づくり

↓
12:30

- 自治体に求められるこども政策
- こどもの権利条約と市町村の役割
- 縦割りを突破する議員の活動
- アドボカシーのおさらいと実践
- 各自治体でできる政策提案質問

13:30 共同親権と自治体政策

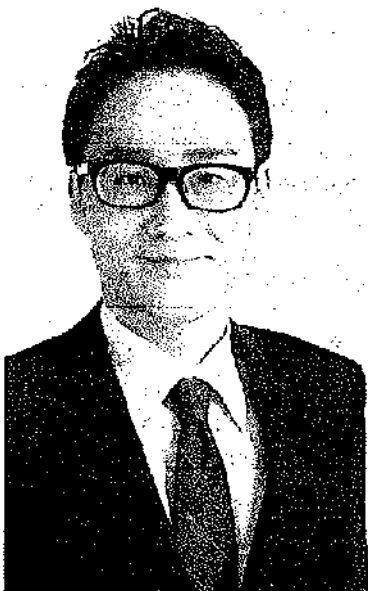
↓
16:00

- 地方自治体から見た共同親権の課題
- 一般質問で取り上げた経緯と結果
- 超党派で取り組んできたこと
- 自治体の書類や手続きの改善事例
- 議員質問から社会の変革を

なかむら はるさ
中村 晴樹

大東市議会議員

1988年大東市生まれ 宅地建物取引士、有限会社晴レルヤ代表取締役
大阪経済法科大学法学部を卒業後、民間企業を2社経験し、28歳で大東市議会議員に初当選。
大阪市立大学大学院創造都市研究科公共政策専攻を修了。
大東市議会議員3期を務めており、全国初となった大東市公民連携に関する条例を制定。
2023年には史上初となる政策コンテストをダブル受賞している。





離婚などにより、親と離れて暮らすことになった尼崎市に住む
子ども達の健やかな成長を支援します

離れて暮らすお子さんと 会うお手伝いをします

親子交流は、親と離れて暮らす子どもが定期的に親と会って話をしたり、
一緒に遊んだりして交流することです

今さら連絡
とりにくいなあ…



お父さんに
会いたいなあ



親子交流の取り決めを
したけど、
どうしたらいいかな…?



お母さんに
会いたいなあ



支援員

代わりに日程について連絡を取ります
交流日に子どもと引き合わせて、支援員が付き添います

費用：無料 (父母のどちらかの所得が、児童扶養手当受給者と同等の場合)

詳しい内容については、こども福祉課にご相談ください
尼崎市こども福祉課 (市役所本庁北館2階)

電話:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781



↑詳しくはこちらから
(市ホームページ)

養育費の履行確保に向けた取組 4,050千円

No.22

(離婚前後家庭支援事業 令和8年度事業費 4,050千円)

所属：こども青少年局 こども福祉課

事業の内容

事業イメージ

【背景・目的】

離婚後の養育費受け取り状況について、国の調査によれば養育費に関する取り決めをしている割合は、母子世帯の場合、46.7%、受領している割合は、28.1%となっており、生活困窮につながる一因となっている。については、ひとり親家庭の経済的安定に資するため、養育費確保の取組を進める必要がある。

【事業概要】

養育費に関する取り決めを促すための補助を実施する。また、養育費支払いの不履行があった場合に活用可能な保証契約に係る契約費用や請求に係る弁護士費用の補助を実施する。

評価指標

【アウトカム(成果指標)】 児童扶養手当受給世帯のうち養育費を受け取っている家庭の割合

【単位】 % 【R10目標値】 28

【アウトプット(活動指標)】 母子父子家庭相談件数

【単位】 件 【R10目標値】 2,300

ひとり親家庭等の経済的な安定を図ることで、家庭環境の改善や子どもの将来の選択肢を広げる。



公正証書・調停調書作成費用の補助
(公正証書等作成促進補助金) 【上限3万円】

取り決めに促進

養育費保証契約の補助
(養育費保証促進補助金) 【上限5万円】

未納があった際の生活資金を確保

養育費確保のための弁護士費用補助
【上限15万円】

未納が懸念した際の確保をサポート



養育費を受け取れる環境を作ることで、
家庭環境の改善を図る

子どもの権利って？

生きる権利、育つ権利、守られる権利、意見を表明できる権利などがあります。（『子どもの権利条約』より）

権利が傷つけられたら？

この委員会に連絡してください。市役所などの行政から独立した窓口です。緊急の時以外は、秘密で相談できます。

保護者も相談できるの？

もちろんです。子どもの権利に関する内容を受付けます。まずは、子どもの思いを聞かせてください。

他の相談機関とは何が違うの？

同じようなことが起こらないように、関係機関に意見を述べる措置や勧告などができます。

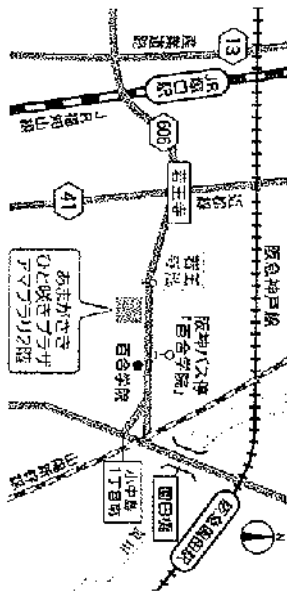
対象

尼崎市内に在住・在勤・市内の子どもの施設に在籍するおおむね18歳までの子ども
(保護者等からの相談も受け付けます。相談は無料です。)

連絡・相談方法

直接窓口

尼崎市若王寺2丁目18番5号
あまがさき・ひと咲きプラザアマツラリ2階



電話

0120-9688-622
(無料でかけられます)

メール

ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp

LINE



ホームページ



(注1) 急務と直接窓口の受付時間については、月～土曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時です。

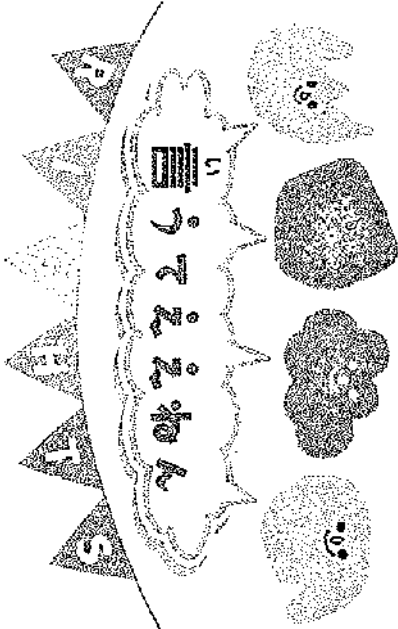
(注2) ホームページ専用フォーム、メール、LINEは24時間受け付けていますが、回答や知照は、翌日以降の業務時間内になる場合があります。

秘密は絶対に守ります

緊急の時以外はあなたの同意なく、学校や保護者等に伝えることはありません。安心して連絡してください。

困ったときの あなたの切り札

いやなことをされた、暴力をうけた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたとき、すぐに連絡してね。



無料相談

対象18歳以下

秘密守ります

尼崎市子どものための権利擁護委員会





こころの扉を叩いてください！

他のみんなは真面目にやってるんで！ちゃんとして！

なんかつらそうだなあ

ふざけてたのは、ほくだけじゃないのに。どうせ、誰もほくの話をなんか聞いてくれない。

奥平美、大丈夫

まずあなたの気持ちを聞かせてよ

聞いて！ほくだけがみんなの前で叱られた

よかったらうまく話せないかも

わたし私たちと一緒にチームで話し合いこう

それから...

もやもやしてたのは、ほくだけじゃなかった。

傷つけるやり方だったよね、本当に申し訳なかった。話しに来てくれてありがとう！



子どものための権利擁護委員会って

どんなところ？

あなたの話をしっかりと聞きます。
あなたの意思や意見を尊重します。
あなたと一緒に考え、力になります。

どんな人がいるの？

大学教員
精神保健福祉士



弁護士・社会福祉士



臨床心理士



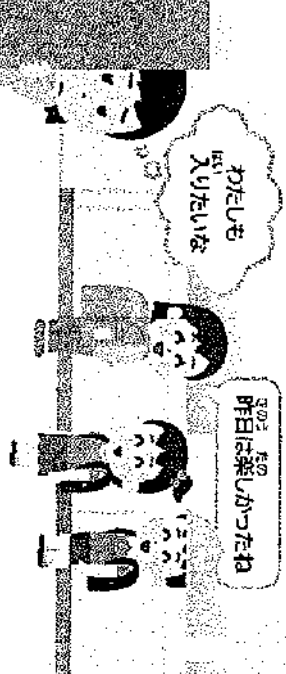
わたしたちがあなたの切り札です



なにができるの？

- 代弁 (Daiben)
- 意見表明 (Ishin Hyoumei)
- 協力依頼 (Kyouryoku Ittan)
- 調査 (Chousa)
- 提言 (Teigen)
- 勧告 (Kankoku)

ひとりでどうしていいかわからない時、チームで向き合います。



ん？

うまく言えない

ために言ってみて？
なにか変わるかも



言ってもわかってもらえるかな

え？なんで？

おっ！もうひと息！

...だから！わたしは友達がほしいの！

だいじょうぶ！言うてえねん！

自分の気持ち、こんなにはつきり言えたのはじめて...



気持ちが通えるってすっぴんきつと何かが変わる。またここで作戦会議しよう